

京都府 3 R 技術開発等支援補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 一般社団法人京都府産業廃棄物 3 R 支援センター（以下「センター」という。）は、循環型社会の構築に資するため、事業者が、産業廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用（以下「3 R」という。）を促進するために行う事業のうち、別表に掲げる事業を行う場合に要する経費に対し、補助金等の交付に関する規則（昭和35年京都府規則第23号。以下「規則」という。）の例によるほか、この要綱の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

(定義)

第 2 条 この要綱において「産業廃棄物」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 2 条第 4 項に規定する産業廃棄物をいう。

(補助対象事業者)

第 3 条 京都府 3 R 技術開発等支援補助金（以下「補助金」という。）の交付の対象となる者（以下「補助対象事業者」という。）は、次に掲げる者とする。

- (1) 府内に本店、支社、営業所、事務所その他の名称の如何を問わず、事業を行うために必要な技術・施設等を備えた事業場等を有する事業者又は同様の事業場等を設置しようとする事業者
- (2) 前号の事業者で構成される法人格を有する団体

(補助対象事業等)

第 4 条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）、補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）、補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率及び補助限度額は、別表のとおりとする。

- 2 補助金の額に、1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付の申請)

第 5 条 規則第 5 条に規定する申請書は、別に定める様式によるものとする。

- 2 補助金の交付の申請をしようとする者は、補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に基づく仕入れに係る消費税及び地方消費税として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。
- 3 補助対象事業者は、補助金の交付決定前に事業を開始する場合は、あらかじめ別に定める様式をセンターに提出し、その承認を受けなければならない。

(補助事業の内容の変更)

第 6 条 規則第 7 条の規定により補助金の交付決定の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の内容又は補助事業に要する経費の配分を変更しようとするときは、あらかじめ別に定める様式をセンターに提出し、その承認を受けなければならない。

2 センターは、前項の承認には、必要に応じ、条件を付し、又はこれを変更することができる。

(補助事業の中止又は廃止)

第7条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、別に定める様式による申請書をセンターに提出し、その承認を受けなければならない。

(補助事業遅延等の報告)

第8条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了する見込みがなくなったとき又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかにセンターに報告し、その指示を受けなければならない。

(遂行状況報告書)

第9条 センターは、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業の遂行状況について、報告書の提出を求めることができる。

(実績報告)

第10条 規則第13条に規定する実績報告書は、別に定める様式により、補助事業完了の日から起算して20日を経過した日又は補助金の交付決定に係る年度の3月25日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

(補助金の経理等)

第11条 補助事業者は、補助金に係る収支を記載した帳簿を備え付けるとともに、その証拠となる書類を整理し、かつ、これらの書類を完了日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第12条 補助事業者は、補助事業完了後に申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、別に定める様式により速やかにセンターに報告しなければならない。

2 センターは、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命じることができる。

(産業廃棄物の3Rの促進)

第13条 補助事業者は、補助事業完了後も産業廃棄物の3Rの促進に努めなければならない。

2 補助事業者は、補助事業の完了後5年間は、当該補助事業に係る過去1年間の京都府3R技術開発等支援事業経過報告書をセンターに提出しなければならない。

3 センターは、前項の報告書に関し、必要に応じて現地調査をすることができる。

(財産の管理及び処分)

第14条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用が増加した財産（以下「取得財産」という。）について、別に定める様式による取得財産管理台帳を備え、当該事業の

完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って、その効果的な運用を図らなければならない。

- 2 規則第 19 条第 2 号に規定する知事が別に定める取得財産は、取得価格又は効用増加価格が 50 万円以上のものとする。
- 3 補助事業者は、センターが別に定める期間を経過する以前に、処分を制限された取得財産を補助金の目的に反して使用し、売却し又は廃棄しようとするときは、別に定める様式によりセンターに申請し、その承認を受けなければならない。
- 4 センターは、前項の規定により承認を受けた補助事業者に対し、当該承認に係る取得財産の処分により収入があったときは、その収入の全部又は一部をセンターに納付させることができるものとする。

(産業財産権に関する届出)

第 15 条 補助事業者は、補助事業に基づく発明、考案等に関して、特許権、実用新案権又は意匠権（以下「産業財産権」という。）を補助事業年度又は補助事業年度の終了後 5 年以内に出願し、若しくは取得した場合又は産業財産権を譲渡し、若しくは産業財産権の実施権を設定した場合には、別に定める様式による報告書をセンターに提出しなければならない。

(収益納付)

第 16 条 センターは、第 13 条第 2 項の報告書により、補助事業の成果の事業化、産業財産権の譲渡又は実施権の設定により収益が生じたと認めるときは、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額をセンターに納付させることができる。

(その他)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、センターが別に定める。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行し、平成 24 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行し、平成 25 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行し、平成 26 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行し、平成 27 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 7 月 6 日から施行し、平成 29 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行し、平成 31 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 7 月 22 日から施行し、令和 2 年度分の補助金から適用する。

別表（第4条関係）

補助対象事業の区分	補助対象事業の内容	補助対象経費		補助率	補助限度額
		経費区分	内容		
研究・技術開発等分野	産業廃棄物の3Rその他の資源循環に係る研究や技術開発等を行う事業	原材料費	補助事業を行うために直接必要な原材料及び消耗品費	2分の1以内 (プラスチック代替製品に係るものは、補助率3分の2以内)	1件につき 10,000千円
		機器設備費	補助事業に直接必要な機械装置の購入、製造、改造、借用、修繕又は据付けに必要な経費 専ら補助対象事業に使用され、かつ当該事業に必要不可欠な建物の建設、改造、購入又は借用に必要な経費		
		旅費及び交通費	補助事業を行うために必要な旅費		
		委託費	共同研究者が行う事業に必要な経費（ただし、原則として用途は「原材料費」、「機器設備費」及び「旅費及び交通費」に係るものに限る。）並びに試料の分析、試作品の試験・評価等の外注等（研究開発の要素がないものに限る。）に必要な経費		
		その他センターが特に必要と認める経費			
施設整備分野	産業廃棄物の発生抑制、再生利用に係る施設を整備する事業	本工事費	直接工事費（材料費・直接経費）、間接工事費（共通仮設費・現場管理費・一般管理費）	3分の1以内 (廃プラスチック類の先進的な再生利用に係るものは、補助率3分の2以内)	1件につき 10,000千円
		付帯工事費	門・困障等工事費		
		調査費	工事の施工に必要な調査測量、試験又は設計に要する経費		
		機械器具費	工事の施工に必要な機械器具の購入、製造、改造、修繕、撤去又は据付けに要する経費		
		その他センターが特に必要と認める経費			
販路開拓等分野	産業廃棄物の3Rその他の資源循環に資する製品等の	旅費及び交通費	補助事業を行うために必要な旅費	2分の1以内 (プラスチック代替製品に	1件につき 1,000千円 (プラスチ

	販路開拓等を行う事業	広告宣伝費	広告料、パンフレット、リーフレット及びホームページの作成等に必要経費	係るものは、補助率3分の2以内)	ック代替製品に係るものは、1件につき10,000千円)
		委託費	市場調査又は成分分析等に必要経費		
		展示会出展料	展示会等の会場費・出展料、機械装置・工具器具、備品の借上(リース・割賦契約を除く。)		
		その他センターが特に必要と認める経費			
I o T技術導入等分野	産業廃棄物の3R促進にI o T技術を活用する事業	本工事費	直接工事費(材料費・直接経費)、間接工事費(共通仮設費・現場管理費・一般管理費)	3分の1以内	1件につき10,000千円
		機器設備費	機械装置(専ら補助事業のために使用される機械・装置・部品)及びソフトウェア等の購入・リースに要する経費		
		委託費	事業の実施に必要な機械装置の製開発等に要する経費		
		その他センターが特に必要と認める経費			

※ プラスチック代替製品とは、石油系プラスチックを代替する、紙やバイオプラスチック(原料として植物などの再生可能な有機資源を使用するプラスチック素材及びプラスチックとしての機能や物性に加えて、ある一定の条件の下で自然界に豊富に存在する微生物などの働きによって分解し、最終的には二酸化炭素と水にまで変化する性質を持つプラスチック素材)などの再生可能資源を原料とする製品をいう。